

放射線照射検知(安全性評価)

< 検疫所モニタリングで、放射線照射と判定され回収等に至る事例があります。 >

輸入食品について、検疫所にて放射線照射のモニタリング検査が実施されています。平成 22 年 3 月 29 日の「平成 22 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について(食安発第 0329 第 1 号、及び、平成 22 年 3 月 30 日の「放射線照射された食品の検知法について」(食安発 0330 第 3 号)により、モニタリングの対象食品が**ケイ酸塩鉱物が分離可能な食品**：**(農産物(香辛料、野菜類、果実類、茶類)及び水産物(あさり、えび及びしゃこ))**と**脂肪を抽出可能な食品**：**(牛肉、豚肉、鶏肉、鮭、カマンベールチーズなど)**となりました。

弊社では、この内、**ケイ酸塩鉱物が分離可能な食品**につきまして、放射線照射検知を**通知法(熱ルミネッセンス(TL)法)**に従い実施しております。

ヨーロッパ、米国、東南アジア諸国及び中国等では、香辛料の殺菌をはじめとして食品への照射処理が様々な用途や食品に対して認められています。しかし、日本ではジャガイモの発芽防止以外の目的で食品に放射線照射をしたり、国外から放射線照射された食品や原料を国内に持込むと、日本の食品衛生法第 11 条違反となります。

本検査結果の信頼性につきましては、各種香辛料、一部の乾燥野菜や粉末果汁、冷凍野菜、魚介類において確認済みです。是非、お問い合わせください。

また、公定法ではありませんが**スクリーニング法(光励起ルミネッセンス(PSL)法)**による検査も行っております。

株式会社ハウス食品分析テクノサービス

〒284-0033 千葉県四街道市鷹の台 1-4

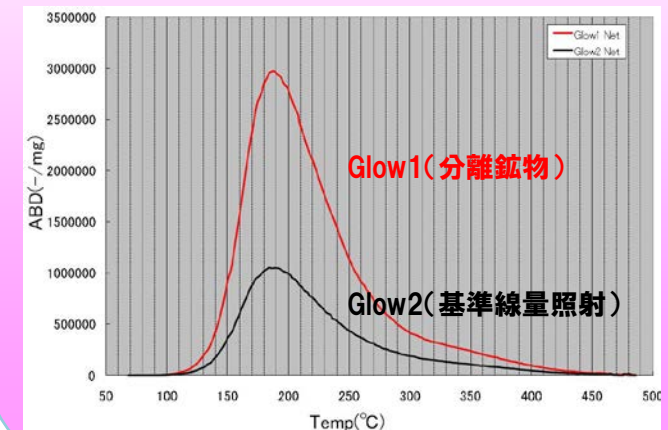
TEL : 043-237-5676 FAX : 043-237-2912

①TL 法(通知法準拠)

②PSL 法(スクリーニング法)

必要検体量・納期・価格など、お気軽にお問い合わせ下さい。対象食品に最適なメニューを提案させていただきます。

放射線照射された食品の検知例



その他の情報は弊社ホームページアドレスでご確認下さい <http://food-analab.jp/>

House Food Analytical Laboratory Technical Report 17